

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第104号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第4条第6項の表警防部の項中「情報管理係長」を「情報システム第一係長 情報システム第二係長」に、「指令係長」を「指令管理係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)